

～ 制度調査部情報 ～

2006年8月28日 全5頁

税調の論点整理

～ 個人所得課税編 ～

制度調査部

古頭 尚志

扶養控除と金融所得課税に注目

【要約】

2006年6月・7月、自民税調と政府税調はそれぞれ『これまでの議論の整理（主なポイント）』、『これまでの審議等を踏まえた主な論点』と題する論点整理を公表した。

これらの論点整理を土台に、自民税調は『税制改正大綱』策定に向けた議論を11月に、政府税調は『中期答申』と『税制改正に関する答申』の作成に向けた議論を9月に再開する。

論点整理は税率などの具体的な数値を含むものではないが、税調の問題意識を表すものであり、今後の税制改正を占うための貴重な資料となる。

項目は多岐にわたるが、本稿では個人所得課税を取り上げる。

論点整理の公表

2006年6月28日、自民党税制調査会（柳沢伯夫会長。以下、自民税調とする）は『これまでの議論の整理（主なポイント）』と題する論点整理を公表した。従来、自民税調の議論は11月下旬に開始する（昨年は10月に幹部会を開催している¹）が、今年は3月3日スタートという異例の早さで議論を開始している。歳出・歳入一体改革、消費税、少子化対策などの大きなテーマがあり、税制の抜本改革を見据えて早めに検討項目の整理に着手したものである。

一方、政府税制調査会（石弘光会長。以下、政府税調とする）も、2006年7月14日、『これまでの審議等を踏まえた主な論点』を取りまとめ、今年前半の議論を終えた。9月に議論を再開し、「中期答申²」「税制改正に関する答申」を作成する予定となっている。

いずれの論点整理にも具体的な数値等は盛り込まれていない。政府税調の場合は、その使命がそもそも「あるべき税制の基本的方向性を示す」ことにあり、具体的な税率について「言うべき立場にない」との考えに基づいているからであり³、自民税調の場合は「これまでの議論を漏れなくまとめたもの。方向性は出していない」からである（柳沢会長の言葉として日本経済新聞が6月29日の記事で伝えている）。しかし、取り上げている論点はほぼ一致しており、両税調が同じような項目に関心を持っていることが読み取れる（次ページの一覧を参照）。

本稿では、個人所得課税の代表的な論点を取り上げ、税制改正の見通しを探ることとする。

¹ 2005年10月26日 古頭尚志「2006年度税制改正の検討状況」（制度調査部情報）を参照。

² 3年に1度まとめられる。歳出・歳入一体改革に関する経済財政諮問会議や財政制度等審議会での検討を踏まえて議論・作成するため、今回の中期答申は9月頃までに骨格をまとめることとしている（財務省作成の2006年1月27日の石会長会見録を参照）。
http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top_zei3.htm

³ 石会長は、消費税に関する質問の中で次のように述べている（脚注2と同じ会見録を参照）。

「消費税率が何%にすべきで、いつやるべきでといった話は、従来の慣行からいって、われわれの中期答申には具体的にはメンションしない。それはひとえに、政治家あるいは政治的な判断によるべきものだと思っていますので、それに対して（政府）税調は言うべき立場にないと考えています。これまで2ヶタにならざるを得ないといった大きな方向性は出しましたが、そういうような議論の仕方になると思います。」

図表 論点整理の内容

	自由民主党税制調査会	政府税制調査会
タイトル	『これまでの議論の整理（主なポイント）』	『これまでの審議等を踏まえた主な論点』
公表日	平成18年6月28日	平成18年7月14日
項目 ¹	総論 個人所得課税 ・所得税 ・個人住民税 ・金融所得課税 資産課税 ・相続税、贈与税 ・固定資産税 法人課税 国際課税 消費課税 ・消費税 ・酒税 ・たばこ税 ・道路特定財源 ・環境税 その他 ・納税環境整備 ・公益法人制度改革関連	基本的考え方 個人所得課税 ・所得税 ・個人住民税 金融所得課税 相続税・贈与税 固定資産税 法人課税 国際課税 消費税 酒税・たばこ税 エネルギー関係諸税等 ・道路特定財源 ・自動車関係諸税 地球温暖化問題への対応 ・環境税 納税環境整備 公益法人制度改革への対応 ²

1 一覧中の項目の順番は、比較しやすいよう一部を入れ替えてある。

2 論点整理では「法人課税」の中で触れられている。

図表 これまでの経過と今後のスケジュール

今回のスケジュール	(参考)従来の一般的なスケジュール
1月 政府税調、議論スタート 3月 <u>自民税調、議論スタート</u> 6月 <u>自民税調、論点整理を公表</u> 7月 政府税調、論点整理を公表 ↓ 9月 政府税調、議論を再開 政府税調、中期答申を作成 ¹ 10月 税制改正要望のとりまとめ 11月 自民税調、議論を再開 政府税調、税制改正答申を提出 ¹ 12月 自民税調、税制改正大綱を策定 ² 1月 国会審議スタート 3月 改正税法成立	1月 政府税調、議論スタート 6月 政府税調 報告書等を公表 ³ ↓ 9月～10月 政府税調、議論を再開 10月 税制改正要望のとりまとめ 11月 自民税調、議論をスタート 政府税調、税制改正答申を提出 12月 自民税調、税制改正大綱を策定 1月 国会審議スタート 3月 改正税法成立

1 中期答申は3年に1度作成されるが、小泉首相の任期が9月までであることを考慮し、10月にずれ込む可能性もある。また、税制改正答申の提出時期が12月になることもあり得る。

2 現在は公明党との連立政権であるため、最終的には『与党税制改正大綱』となる。

3 中期答申、税制改正に関する答申とは別に報告書等を作成することがある。昨年は『個人所得課税に関する論点整理』『新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方』が作成されている。

2007 年度税制改正に向けて(個人所得課税)

(1) 2006 年度税制改正

2006 年度の税制改正では、個人所得課税の分野で大きな改正がなされている。この後の説明に関係するものもあるため、ここで主要なものだけを簡単にまとめておくこととする。

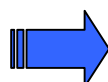
税源移譲と税率構造の見直し

個人所得課税における最大の改正事項は、国から地方への税源移譲に伴う、所得税と住民税(所得割)の税率区分の変更であった。住民税を従来の 3 段階から一律 10%にし、その調整のため所得税の税率区分は 4 段階から 6 段階へと変更された。また、所得税と住民税における人的控除額の差に応じた負担調整措置(税額控除)⁴が住民税に新設された。

図表 所得税率の改正

[改正前]

課税所得	税率
330 万円以下	10%
330 万円超 900 万円以下	20%
900 万円超 1,800 万円以下	30%
1,800 万円超	37%



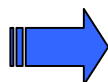
[改正後]平成 19 年分の所得税から適用

課税所得	税率
195 万円以下	5%
195 万円超 330 万円以下	10%
330 万円超 695 万円以下	20%
695 万円超 900 万円以下	23%
900 万円超 1,800 万円以下	33%
1,800 万円超	40%

図表 住民税率(所得割)の改正

[改正前]

課税所得	税率
200 万円以下	5%
200 万円超 700 万円以下	10%
700 万円超	13%



[改正後]平成 19 年度分の住民税から適用

課税所得	税率
全所得	10%
+	
負担調整措置(税額控除)	

定率減税の廃止

定率減税は 1999(平成 11)年度税制改正により、恒久的減税として導入された。現在はすでに当初の半分となっているが、以下の通り廃止されることが決まった。

所得税(現在 10%・上限 12.5 万円)	平成 19 年 1 月分の源泉徴収 から廃止
住民税(現在 7.5%・上限 2 万円)	平成 19 年 6 月分の特別徴収 から廃止

給与所得者の場合

その他

従来の損害保険料控除から地震保険料控除への改組(所得税は平成 19 年分、住民税は平成 20 年度分から)、耐震改修工事費用に係る税額控除の新設、住宅ローン減税の減少に伴う税額控除の新設などの改正がなされた。

⁴ 詳しくは以下のレポートなどを参照。

2005 年 12 月 16 日 齋藤純「与党・税制改正大綱のポイント【個人編】」(制度調査部情報)

(2) 所得税に関する 2007 年度改正のポイント

所得税の改正ポイントとして、ここでは3点を取り上げる。なお、政府税調の論点整理では個人所得課税と金融所得課税の項目を分けているが、本稿では自民税調の論点整理に合わせ、個人所得課税の論点として扱う。

税率構造

2006 年度改正により、住民税（所得割）の税率が 10% にフラット化された。これにより個人所得課税の分野で税率に累進構造を持つのは所得税だけとなり、所得の再分配については所得税に依存することとなった。

また、近い将来、消費税の増税が行われる見通しだが⁵、消費税は所得の多寡に関わらず負担する点に特徴がある。つまり、消費税の増税が実施されれば、「所得の再分配」は後退することになる。

これらの観点から、所得税の再分配機能を高めることが検討されている。すなわち、所得税の税率区分の累進度を高める（例えば最高税率を引き上げる）ことによって、消費税の増税による影響を緩和しようということである。もっとも、住民税との合算による最高税率は現行の 50% を妥当とする見解もある。消費税の引上げ幅次第という面もあり、結論は 2008 年度改正に持ち越しとなる可能性が高いだろう。

扶養控除

昨今、ニートやフリーターと呼ばれる若者の増加が問題視されている。税の分野では、所得が一定以下である限り、すでに成人し、学生でもないというケースにまで扶養控除が適用されている点が指摘されている⁶。

また、昨年の合計特殊出生率が過去最低の 1.25 となり、少子化に対する懸念が高まっている。このテーマに対し、子育て世帯を税制面からもサポートし、出生率の上昇を図ることを目的とした少子化対策税制も議論されているが、未だ財源の目途は立っていない。

こうした背景の下、現行制度の見直しを求める声が高まっており、扶養控除に年齢制限を設ける案が検討されている。少子化対策としても複数の案が検討されているが、現在は税額控除制度の新設が優勢である。財源は必要などところに重点的に配分されるべきであり、年齢制限によって増えた税収は少子化対策の財源に充てることが適当である。

金融所得課税

現在、上場株式等の譲渡益や配当については、税率を 20% から 10% に軽減する措置がとられている。ただし、いずれも間もなく期限切れを迎えることになっており、今後の対応が注目される。金融庁等は存続を求める意向だが、財務省側は廃止を主張しているとされている。

図表 上場株式等に関する軽減税率

項目	税率	適用期限
譲渡益	20%（所得税 15%、住民税 5%）	平成 19 年 12 月 31 日
配当	10%（所得税 7%、住民税 3%）	平成 20 年 3 月 31 日

⁵ 従来は 2007 年度税制改正での実施が検討されていたが、現在では 2008 年度改正によるとの見方が有力である。

⁶ ニート（NEET）とは「Not in Education, Employment or Training」の略である。フリーターは正社員ではない時間給の労働者のことを指し、非労働者であるニートとは異なる。

昨年来、「貯蓄から投資へ」という流れがようやく軌道に乗り出したところであり、金融商品取引法の成立など、法律や制度面の環境整備も進んでいる。このような状況の下で、税制だけを逆走させるという発想は支持し難い。「貯蓄から投資へ」という目標は未だ道半ばにあるのであり、これまでの成果を無に帰してしまうような政策は採るべきではない。少なくとも、株式投資等が諸外国並みに定着したといえる段階に至るまでは、軽減税率は維持・延長されるべきである⁷。

(3) 住民税に関する改正のポイント

住民税の改正ポイントについても、所得税と同様3点取り上げることとしたい。そのうちの2つは扶養控除と金融所得課税の問題であり、所得税で述べたことと趣旨は同じである。そこで、ここでは次の1点について触れることとする。

税源移譲による応益的性格の明確化（均等割の標準税率・控除制度）

前述の通り、2006年度税制改正によって所得税と住民税の税率区分が変更され、国から地方への税源移譲が行われることとなった。これに伴って住民税（所得割）の税率は一律10%になるわけだが、このことは住民税の応益性、すなわち、「地域社会の費用、公共サービスを享受するのに必要な費用を、住民で分担するための税」という住民税の性格を一層明確にしたといえることができる。

このように、住民税の応益的性格がクローズ・アップされる中、標準税率の見直しという議論が行われている。標準税率とは「自治体が通常よるべき税率」のことであって、自治体の財政上の必要性等がある場合には、異なる税率とすることもできる（地方税法第1条5号）。実際に、標準税率を上回る税率を採用している自治体もある。しかし、大半の自治体は標準税率に合わせていることから、標準税率自体の引き上げが検討されている。

また、住民税の応益性の観点から、政策的色彩の強い控除制度の整理も検討されている。所得再分配機能は所得税に委ねることとし、生命保険料控除などの政策誘導的な控除制度を、住民税については廃止するという考え方である。

特に注目される論点

以上の項目のうち、2007年度改正として特に注目される論点として、筆者は「扶養控除の年齢制限」と「上場株式等の軽減税率」を挙げたい。

前者は「ニート」「フリーター」「少子化」という世間の関心の高いキーワードと密接な関連があり、少子化対策の財源確保という喫緊の課題ともつながっている。政府や与党、関係省庁としても、消費税の増税と同時期に少子化対策税制をスタートさせ、国民の理解を得たいとの思惑もあるようだ。扶養控除に年齢制限が導入され、財源の一部に目途が立ち、実効性のある現実的な少子化対策の議論が展開されることを期待したい。

また、後者については前述の如く期限切れを控えており、必ずいずれかの結論が下されることになる。適切な判断がなされ、10%の軽減税率が存続することを願ってやまない。

⁷ 軽減税率の必要性については以下のレポートで詳しく述べられている。

2006年8月24日 齋藤純「軽減税率延長、これだけの理由-軽減税率の役割は終わっていない-」（制度調査部情報）